

静岡県告示第562号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年9月22日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	御前崎市合戸字東前3152番の3から 御前崎市合戸字川東3185番の1地先まで	令和5年9月22日

=====

静岡県告示第563号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年9月22日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
相良浜岡線	御前崎市比木字清水2865番の11から 御前崎市比木字清水2854番の11まで	令和5年9月22日